

所定疾患施設療養費 算定状況

2012年4月の介護報酬改定介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価され、2018年4月及び2021年4月よりその内容が一部改正されました。

所定疾患施設療養費について

① 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 带状疱疹
- 蜂窩織炎

② 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む。）

③ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

④ 医師が感染症対策に関する研修を受講すること。

2022年度 所定疾患施設療養費 算定人数及び日数

	肺炎		尿路感染		带状疱疹		蜂窩織炎		総数	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数
2022年 4月	9	59	5	28					14	87
5月	2	20	6	36					8	56
6月	6	43	5	25					11	68
7月	4	34	7	40					11	74
8月	4	29	6	25			1	10	11	64
9月	1	8	2	13			1	3	4	24
10月			1	5					1	5
11月			5	26					5	26
12月	3	26	4	23	2	16			9	65
2023年 1月	2	12	5	35	1	7	1	2	9	56
2月	3	12	4	24			1	10	8	46
3月	3	22	7	50					10	72
計	37	265	57	330	3	23	4	25	101	643
%	36.6%		56.4%		3.0%		4.0%			

2023年5月1日作成

介護老人保健施設みずほ倶楽部